

一般社団法人日本フロアボール連盟

マーケティング部会規程

(総則)

- 第1条 この規程は、一般社団法人日本フロアボール連盟(以下、「本連盟」という。)のマーケティング部会(以下、「部会」という。)について定める。
2. 部会は、定款第12章に基づく常設の専門部会とし、この規程により部会の設置並びにその運用に必要な事項を定める。

(目的)

- 第2条 本部会は、事務局と連携し、本連盟のマーケティングならびに広報に関する業務を統括する事を目的とする。

(所管事項)

- 第3条 本部会は、次の事項を審議、処理執行し、部会において決議された事項は役員会に報告しなければならない。
- (1) フロアボール・ネオホッケーファン獲得のための企画立案
 - (2) 協賛収入獲得のための商材研究・開発に関する事項
 - (3) 協賛企業・団体との連絡・調整・折衝に関する事項
 - (4) 連盟Facebook、twitter、インスタグラム等SNSを通じた広報活動に関する事項
 - (5) マスメディア、WEBメディアを通じた対外広報活動に関する事項
 - (6) 前各号に伴う本連盟役員会・各専門委員会・各特別部会との連絡・調整に関する事項
 - (7) その他本連盟のマーケティングに関する一切の事項

(組織)

- 第4条 この部会に次の部員を置く
- (1) 部長 1名
 - (2) 副部長 1名
 - (3) 部員 若干名
- 第5条 部長は、役員候補選考委員会の選考に基づき、会長が委嘱する。
2. 副部長は、部会の決議をもって定める。
3. 部員は、マーケティングに関する知識や知見を持ち合わせる本連盟会員、本連盟加盟団体役員及び学識経験者のうちから、役員会の承認を経たうえで、会長が委嘱する。

(任期)

- 第6条 部員の任期は、委嘱日から開始し、本連盟理事の任期と同じく終了する。ただし、再任を妨げない。

(部会)

- 第7条 部会は、部長が召集し、その議長となる。ただし、部長が召集できない時は、副部長がその任を負う。
2. 部会の議事は、出席部員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところとなる。
 3. 書面又は電磁的記録による部会の場合、定款第??条にある書面による役員会の決議と同様に、部員全員の賛成をもって決議があつたものとみなす。
 4. 部会を開催した時は、議事録を作成し、速やかに役員会に報告すると共に事務局にて保存する。
- 第8条 本連盟会長、副会長、専務理事、常務理事及び事務局長は、部会に出席し、意見を述べることができる。また、部長が許可した場合に、役員が出席し、意見を述べることができる。
- 第9条 部長が必要と認めるとき、部会に参考人の出席を求め、その意見を聴取することができる。

(変更)

- 第10条 この規程は、本連盟役員会の決議により変更することができる。
- 附則 この規程は、2024年4月1日から施行する。